我が国領土の保全と政府の毅然とした外交姿勢を求める件

竹島及び尖閣諸島は、歴史的事実及び国際法に照らし、我が国固有の領土であること に疑いはない。

しかしながら、韓国政府は竹島を不法占拠しており、去る8月10日には李明博大統領による竹島上陸が強行された。また、尖閣諸島においても香港の民間団体の活動家等が、同月15日に、我が国海上保安庁巡視船による警告・制止を振り切って不法に上陸した。

こうした事態は、我が国としては決して容認できないものであり、厳重に抗議すべきである。また、双方の地方レベル・市民レベルでの交流にも重大な障害をもたらすおそれがあり、極めて遺憾である。

そもそも国の主権と国民の生命・財産を守ることは、政府に課せられた重要な使命であり、法的な正当性を欠く行為に対しては、政府は、断固たる決意をもって、厳格な対応をしていく責任がある。

よって国会及び政府におかれては、周辺諸国との友好関係を損なうことなく、同時に領土の保全に向けて毅然とした姿勢を堅持し、広く国際社会に我が国の主張とその論拠を力強く、かつ真摯に訴えるなど、あらゆる外交的努力を尽くし、これらの問題の早期解決に向けた取り組みを推進されるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成24年9月5日

衆議院議長参議院議長内閣総理大臣外務大臣内閣官房長官様

仙台市議会議長 佐藤 正昭